

第2章 まちづくりのあるべき姿

町民憲章が目指すまちの姿を、より具体的に表現します。



人を大切にする

(人を大切にするまちづくり)

第5条 町民、議会及び町は、生涯学習などの学習活動がまちづくりにつながることを大切に、子どもからお年寄りまで全ての町民が、互いを認め合い、健康でこころ豊かな人を育て、安心して暮らすことのできるまちづくりを行います。

地域コミュニティを大切にする

(地域コミュニティを大切にするまちづくり)

第6条 町民及び町は、それぞれの地域の特性を活かした豊かなまちづくりを行うため、お互いに協力して自治活動を進め、地域の振興を図ります。

- 2 町民は、自治会などの活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現をめざします。
- 3 議会及び町は、町民の自治活動が果たす役割や重要性を認めて、その活動を守り育てるよう努力します。



自然環境を守る

(自然環境を守るまちづくり)

第7条 町民、議会及び町は、農村の景観や豊かな森林の環境を守るため、自然や環境を活かしながら、潤いのある快適な生活空間を創るまちづくりをめざします。

歴史や文化を守り活力を

(歴史や文化を守り活力あるまちづくり)

第8条 町民、議会及び町は、郷土の歴史や社会教育活動で培われたまちの伝統を引き継ぎ、産業や文化の振興と福祉の増進を図りながら、個性的で活力あるまちづくりをめざします。

